

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問1（対大臣）. 新たに本法案を提出することとなつた背景として、経済産業省や厚生労働省ではなく、内閣官房が中心となって進めてきた理由は何なのか。また、関係者からの意見聴取などについて十分に尽力されてきたのか。併せて、フリーランスという呼称を用いずに特定受託事業者と定義した理由について問う。

1. 働き方の多様化が進む中、フリーランスの環境整備は、複数省庁が関係する重要政策であることから、これまで内閣官房を中心に、関係省庁と連携して、フリーランスの実態を一元的に把握・整理するための調査を実施し、政策の方向性について検討を進めてきた。
2. 今回ご審議いただいている法律案は、
 - ・政府が実施したフリーランスに係る実態調査に加え、
 - ・日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会といった中小企業団体を含むフリーランスに業務を発注する経済団体、フリーランス関連団体、労働団体といった様々な関係者との意見交換の結果
 - ・フリーランス・トラブル110番（注1）に寄せられた1万件超（注2）の相談内容を踏まえるなど、様々な立場の皆様からいただいた多様な御意見をしっかりと踏まえ、立案したものである。
3. また、本法案は、①個人で業務を行い、②事業者から業務委託を受けるフリーランスを保護対象とするものであるため、その趣旨が明確になるよう法律上の保護対象の呼称を「フリーランス」とするのではなく「特定受託事業者」とすることとした。

※注のみ続く

- 注1 フリーランスの取引上のトラブルについて、ワンストップで相談できる窓口として、令和2年11月に厚生労働省を中心に設置。
- 注2 令和4年12月現在
- 注3 R4.9.13～9.27、「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」により意見募集。意見総数622件。
- 注4 令和4年9月16日に「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」を報告。本法案は労働関係法ではないため、諮問・答申は行わず、報告を行った。なお、令和5年3月20日に、本法案を閣議決定して国会に提出した旨についても報告を行った。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）フリーランスに係るこれまでの閣議決定等（抜粋）

●全世代型社会保障検討会議 中間報告（令和元年12月19日）

2. 労働

（4）フリーランスなど、雇用によらない働き方の保護の在り方

技術の進展により、インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く新しい就業形態が増加しており、特に、高齢者の就業機会の拡大に貢献することが期待される。多様な働き方の一つとして、希望する個人が個人事業主・フリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

一方、フリーランスと呼ばれる働き方は多様であり、労働政策上の保護や競争法による規律について様々な議論がある。このような議論があることも踏まえ、内閣官房において、関係省庁と連携し、一元的に実態を把握・整理した上で、最終報告に向けて検討していくこととする。

●全世代型社会保障検討会議 第2次中間報告（令和2年6月25日）

第2章 昨年の中間報告以降の検討結果

1. フリーランス

フリーランスについては、内閣官房において、関係省庁と連携し、本年2月から3月にかけて、一元的に実態を把握するための調査を実施し、別添の当該調査結果に基づき、政策の方向性について検討し、以下の結論を得た。

フリーランスは、多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、その適正な拡大が不可欠である。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、フリーランスの方に大きな影響が生じており、発注のキャンセル等が発生する中、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声もある。

こうした状況も踏まえ、政府として一体的に、フリーランスの適正な拡大を図るため、以下のルール整備を行う。

（1）実効性のあるガイドラインの策定

（略）

（2）立法的対応の検討

取引条件を明記した書面の交付は下請代金支払遅延等防止法上で義務付けられているものの、資本金1,000万円以下の企業からの発注などフリーランスの保護を図る上で必要な課題について、下請代金支払遅延等防止法の改正を含め立法的対応の検討を行う。

●R2成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）

2. フリーランスの環境整備

（1）実効性のあるガイドラインの策定

(略)

(2) 立法的対応の検討

取引条件を明記した書面の交付は下請代金支払遅延等防止法上で義務付けられているものの、資本金 1,000 万円以下の企業からの発注などフリーランスの保護を図る上で必要な課題について、下請代金支払遅延等防止法の改正を含め立法的対応の検討を行う。

●R3 成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）

第5章 「人」への投資の強化

1. フリーランス保護制度の在り方

実態調査によると、取引先とのトラブルを経験したことがあるフリーランスのうち、そもそも書面・電子メールが交付されていない者や、交付されていても取引条件が十分に明記されていなかった者が6割となっている。こうした状況を改善し、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスの取引について、書面での契約のルール化など、法制面の措置を検討する。

●緊急提言（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）

III. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化

1. 民間部門における中長期も含めた分配強化に向けた支援

(5) 非正規雇用労働者等への分配強化

①新たなフリーランス保護法制の立法

コロナ禍では、フリーランスの方々に大きな影響が生じている。フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者がフリーランスと契約する際の、契約の明確化や禁止行為の明定など、フリーランス保護のための新法を早期に国会に提出する。あわせて、公正取引委員会の執行体制を整備する。

●新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）

III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

(1) スタートアップ育成5か年計画の策定

⑩従業員を雇わない創業形態であるフリーランスの取引適正化法制の整備

創業の一形態として、従業員を雇わない、フリーランスの形態で仕事をされる方が我が国でも 462 万人と増加している。他方で、フリーランスは、報酬の支払遅延や一方的な仕事内容の変更といったトラブルを経験する方が増えており、かつ、特定の発注者（依頼者）への依存度が高い傾向にある。

フリーランスは、下請代金支払遅延等防止法といった旧来の中小企業法制では対象とならない方が多く、相談体制の充実を図るとともに、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。

(参考2) 関係団体等へのヒアリング等

下請取引改善に積極的な発注事業者等や、中小企業団体、フリーランス団体等へのヒアリング、フリーランス・トラブル110番に相談があったトラブル事例（令和4年12月末現在で10,541件）、パブリックコメント（9月13日～27日に実施。622件の意見提出）を踏まえ、法案内容について検討を進めてきたところ。

<ヒアリング実施団体>

○下請取引改善に積極的な事業者等

- ・ [REDACTED] (映像企画・制作)
- ・ [REDACTED] (テレビコマーシャル及び各種映像制作)
 - ・ [REDACTED] (ビルメンテナンス)
- ・ [REDACTED] (ソフト、システム開発)
- ・ [REDACTED] (映像企画・制作)
 - ・ [REDACTED] (配達)
 - ・ [REDACTED] (保険)
- ・ [REDACTED] (人材派遣)

※名称は対外公表不可。

→総じて、この程度の内容であれば、対応できることを確認。

○経済団体、関係事業者団体

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED] ([REDACTED] 等が加盟する団体)
- ・ [REDACTED] ([REDACTED] 等が加盟する団体)
- ・ [REDACTED]

○フリーランス当事者団体

- ・ [REDACTED] (全般)
- ・ [REDACTED] (アニメ制作)
- ・ [REDACTED] (芸能)
- ・ [REDACTED] (出版)
- ・ [REDACTED] (イラスト制作)

○労働団体

- ・ [REDACTED]

(参考3) パブリックコメントに対する関係団体の意見概要

<経済団体・関係事業者団体>

○ [REDACTED]

「書面交付の事務負担の最小化」「違反した場合の対応は下請代金法等とのバランスを失しない範囲で」等を要望。

○ [REDACTED]

報酬の支払期日を60日以内とする義務付け等についての運用上の配慮など「中小・小規模事業者の厳しい現状に沿った制度設計」を要望。

○ [REDACTED]

書面交付はフリーランス側から求められた場合のみの義務とするなど、小規模事業者にとって「過度な規制」「事務負担」にならないようにすべきと要望。

○ アジアインターネット日本連盟 ([REDACTED]等が加盟する団体)

「フリーランスの取引適正化のための法制度」として「支持」するとした上で、今後、社会保障制度の在り方に関する検討を期待すると提言。

○ [REDACTED] ([REDACTED]等が加盟する団体)

「法案の趣旨に賛同する」とした上で、「今後の指針策定、施行に向けた議論」への参画を要望。

<フリーランス団体>

○ フリーランス協会

法案は、現場の多様性を考慮した「現実的な方向性」であり、「法制化できれば、フリーランスの契約トラブルや泣き寝入りが激減することができる」と評価。

○ [REDACTED]

法制化を「大変喜ばしい」としつつ、フリーランスの「社会保障・安全衛生対策も不可欠」と主張。

○ 出版ネット

法案における業務委託の際の書面交付ルールを「妥当」、ハラスメント対策について「高く評価」するとした上で、国の対応として「労働行政がしっかり関与する体制」等を要望。

<労働団体>

○ 連合

「フリーランスの取引適正化に向けた法整備を図ることは必要であるが、それだけでは不十分」とした上で、「雇用労働に類似する働き方の者」について「労働関係法制による保護の拡大を検討することこそ、本来とるべき政策の方向性」と主張。具体的には、労働基準法及び労働組合法の「労働者性」の判断基準の拡大の検討を要望。

また、審議会で議論することなく、もっぱら関係省庁のみで方向性をまとめていることは大きな問題と指摘。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問2(対大臣) 本法案の成立後において、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の3省庁が運用や執行を担うようになるのか。本法案の執行に際して縦割りの運用とならないのか問う。また、法案の成立後の内閣官房の関わり方を問う。併せて、本法案が岸田総理が打ち出した「新しい資本主義」の実現にどのように関わってくるのか問う。

【注】

1. (委員御指摘のとおり) 本法案の執行については、所管省庁である公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省で行う。
執行に際して、縦割りによる弊害が生じないよう、地方組織を含め、省庁間の連携を高め、指導や勧告などを適切に行えるように十分な体制を整備していく。
2. また、本法案を実効的なものとするためには、法案の内容・趣旨について、発注事業者、フリーランス双方への周知を政府一体となって行っていく必要がある。
このため、本法案の施行に向けて、内閣官房を中心となって、業所管省庁とも連携し、各業界団体を通じた周知など、様々な方法で周知を図っていく。
3. なお、フリーランス取引の適正化は、多様な人材や意欲ある個人がその能力を最大限活かして働くこと、ひいてはフリーランスの生産性の向上に資するものであり、本法案は、新しい資本主義の実現を加速させるものと考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考) 岸田内閣総理大臣施政方針演説（第 211 回国会 衆・本会議 令和 5 年 1 月 23 日）

新しい資本主義

(3) 構造的な賃上げ

まずは、足下で、物価上昇を超える賃上げが必要です。

政府は、経済成長のための投資と改革に、全力を挙げます。公的セクターや、政府調達に参加する企業で働く方の賃金を引き上げます。

また、中小企業における賃上げ実現に向け、生産性向上、下請け取引の適正化、価格転嫁の促進、さらにはフリーランスの取引適正化といった対策も、一層強化します。

そして、その先に、多様な人材、意欲ある個人が、その能力を最大限活（い）かして働くことが、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げにつながる社会を創り、持続的な賃上げを実現していきます。

(対政府参考人)

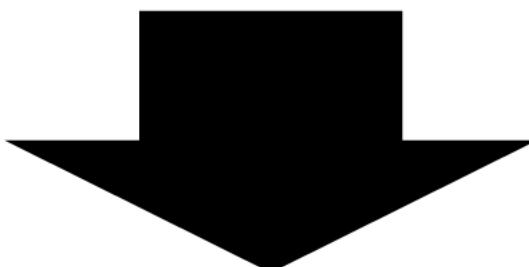
4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問3(対政府参考人). ①取引適正化や受注者の保護という意味では、下請法と本法案第2章は同様の目的でないか。当事者の分かりやすさの観点から適用関係の整理規定を置くこともあり得るが、仮に置く場合にどのような問題があるのか。②下請法と本法律案の双方の適用対象となる取引の場合、実務上、解釈として、どちらかの法律のみが適用されるようになるのか。③また、適用関係の考え方は今後ガイドライン等で示されるとしても、当事者はどちらの法律が適用されるか確認する必要があり、円滑な取引を阻害しない方策を施行までに検討すべきではないか。

1. 下請代金法は、下請取引の公正化と下請事業者の利益の保護を目的とするものである。

一方、本法案は、従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランスの特性に着目して、フリーランスに係る取引の適正化や就業環境の整備を目的とするものである。

このように、下請代金法と本法案の趣旨・目的は、必ずしも一致するものではないため、本法案では適用関係の整理規定を置かないこととしている。



2. また、仮に、適用関係の整理規定を置き、一方の法律のみを適用することとした場合には、ある発注事業者が複数の取引相手に同様の違反行為を行い、その取引相手に、下請代金法上の下請事業者と本法案上の特定受託事業者の両方に該当する者と一方のみに該当する者が含まれるような事案も想定されるところ、行政庁がいずれか一つの法律に基づき一括して調査や勧告等の措置を行うことができなくなってしまうような事態も考えられる。
3. よって、発注事業者の一つの行為について、本法案と下請代金法の二つの法律を適用し得る場合には、運用において、個々の事案に応じ、公正取引委員会等において、どちらの法律を適用するか、個別に判断することを想定しているが、二つの法律で重ねて指導等を行うことは予定していない。
4. (議員御指摘のとおり、) 取引当事者において二つの法律の適用関係についてその確認に不要な手間がかかるることは望ましくないため、二つの法律の適用関係については、施行までの間に、ガイドライン等により明確化するとともに、発注事業者・受注事業者双方に分かりやすいものとなるよう、周知において工夫してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

（目的）

第一条 この法律は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（参考2）下請代金支払遅延等防止法

（目的）

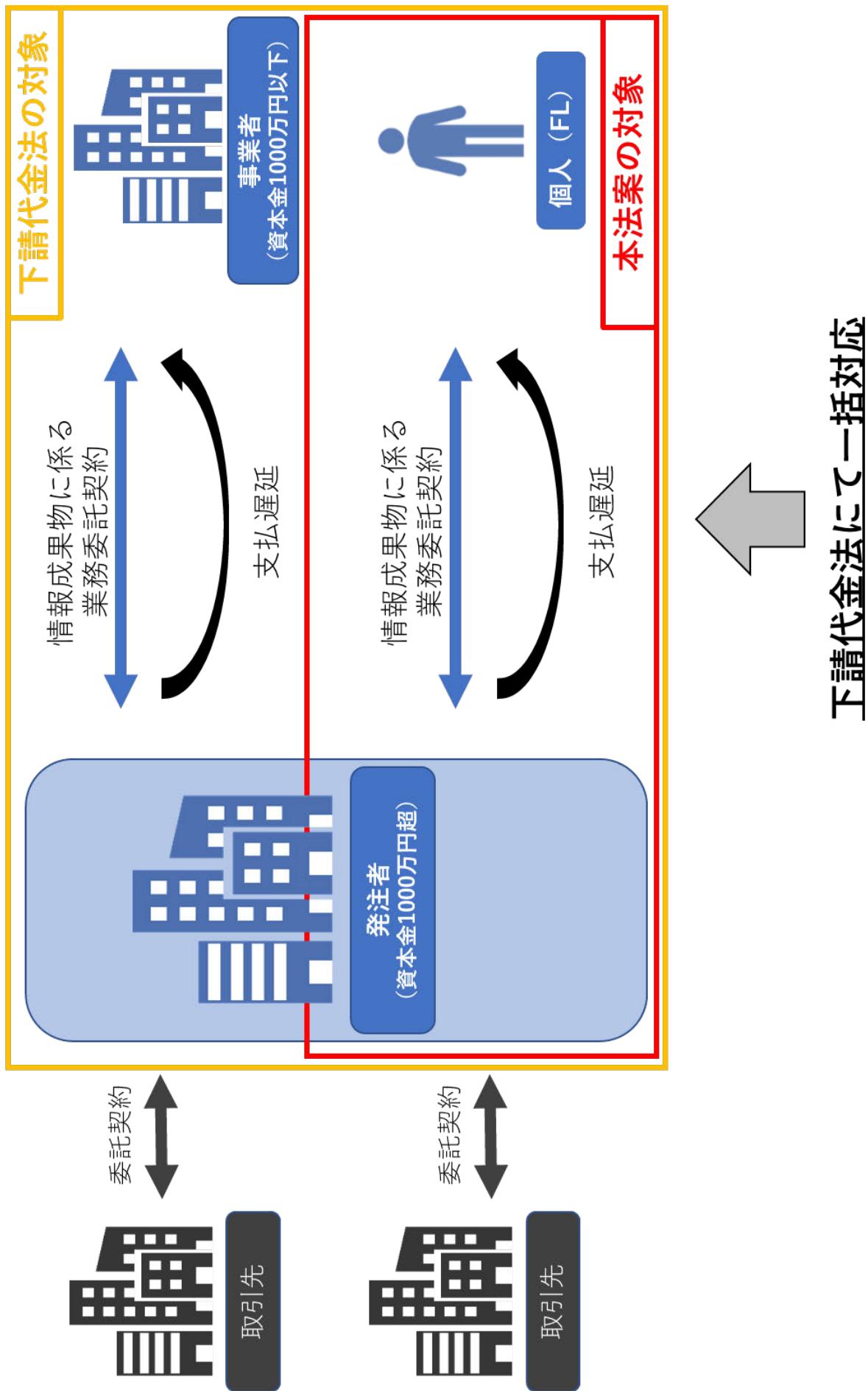
第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(参考3) 本法案と下請代金法との適用対象の比較

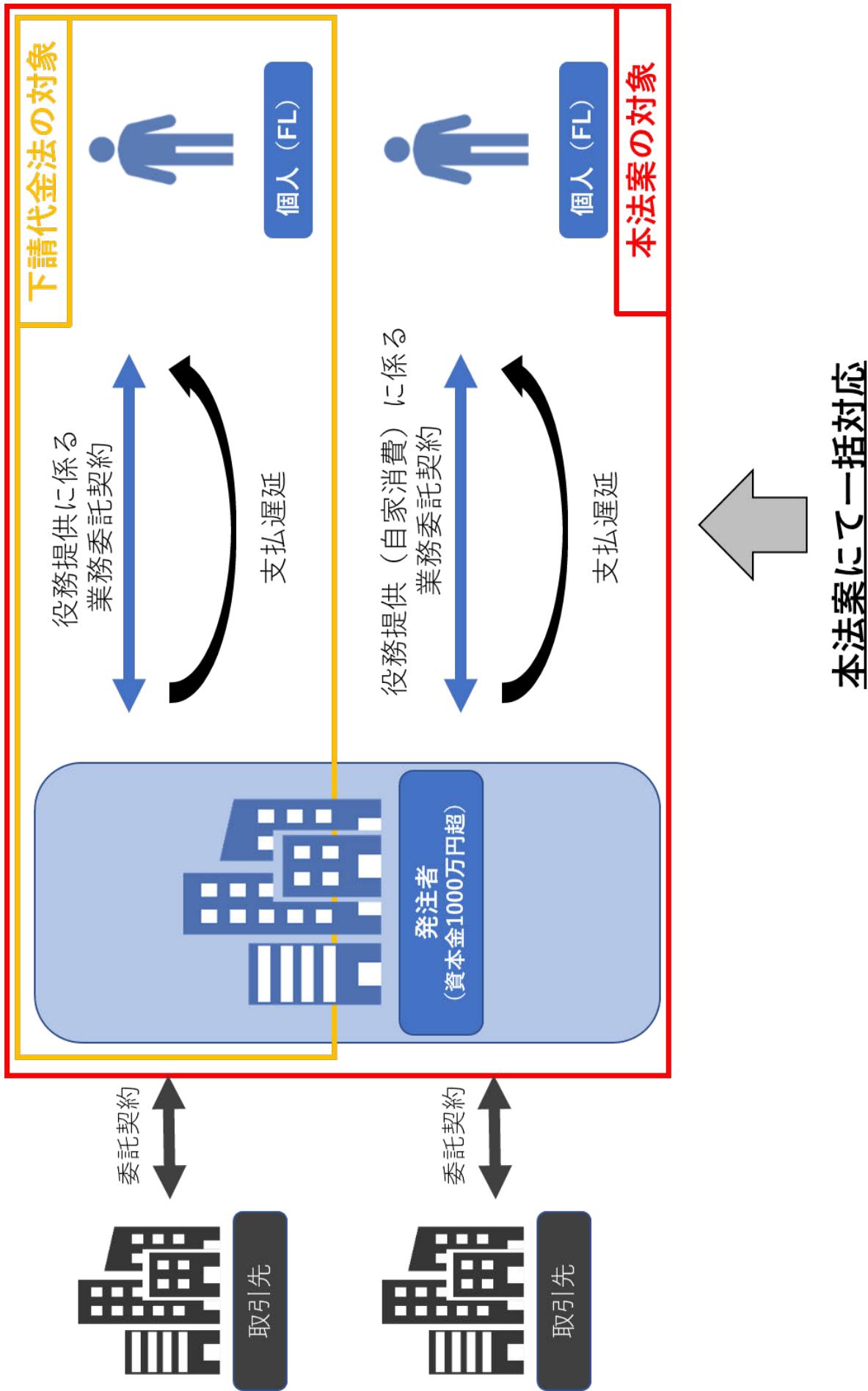
受託事業者		委託事業者	
法人 (一人社長を除く)	個人事業者 (従業員有)	個人事業者 (従業員無) ・ 一人社長	個人事業者 (従業員無) ・ 一人社長
資本金 1千万円超	資本金 1千万円以下	下請代金法	下請代金法
法人 (二人社長を除く)	資本金 1千万円超	下請代金法	下請代金法 本法案
	資本金 1千万円以下		本法案
	個人事業者 (従業員有)		本法案
	個人事業者 (従業員無) ・ 一人社長		本法案 (書面交付のみ)

※ 「一人社長」とは、法人であって、代表者1人以外に役員がおらず、かつ、従業員を使用しないもののことを行う。

(参考4) 本法案と下請代金法が重複する場面①



本法案と下請代金法が重複する場面②



(参考5) 本法案と下請代金法の規律の比較

項目		本法案	下請法
契約内容の明示	発注書面の交付	○	○
	取引記録の書類の作成及び保存	— (※1)	○
支払遅延	期日における報酬の支払い・支払遅延	○	○
	遅延利息	— (※1)	○
その他 禁止行為	受領拒否	○	○
	減額	○	○
	返品	○	○
	買いたき	○	○
	購入利用強制	○	○
	報復措置	○	○
就業環境 の整備 (※2)	有償支給材の早期決済	— (実例僅少)	○
	割引困難手形	— (実例僅少)	○
	利益提供要請	○	○
	不正当なやり直し	○	○
	募集情報の的確な表示	○	—
	育児・介護等との両立への配慮	○	—
	ハラスメント行為に関する体制整備	○	—
	中途解除等の予告	○	—

(※1) 下請法に比べて小規模な発注事業者が規制対象に含まれるため、これらの義務は課さないことを予定。
(※2) 特定受託事業者が、事業者であるとともに、一人の個人として業務を行うという側面から生じるトラブル等に対応する措置。

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問4(対政府参考人). 働き方は「社員」と同じなのに、フリーランスとして扱われ、労働基準法などで守ってもらえない方々のことが問題となっている。本法律案は、そのような偽装フリーランスに関する問題にどのような対応ができるのか。偽装ということに気付かないまま働き続けるフリーランスや、発注者側に対して、偽装は認められないということをどのように周知徹底するのか。

1. 労働基準法上の「労働者」に該当するかどうかは、

- ・ 事業に「使用される者」であるか否か
- ・ その対償として「賃金」が支払われるか否か

について、形式的な契約の形にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断しており、令和3年3月に策定した、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(注1)において、こうした判断基準の枠組みをお示しし、周知を図ってきたところ。

(注1) ガイドラインにおいて、以下のような労働基準法等の労働者性の判断基準の枠組みを示している。

- 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

2. 実質的に労働基準法上の労働者と判断される場合には、労働基準関係法令が適用され、本法案は適用されないところであり、引き続き、労働基準監督署において的確な判断が行われるよう、厚生労働省において適切に対応する。



3. また、契約当事者間で法律の適用についての認識に齟齬が生じることや、実態は労働者であるのに労働基準関係法令の適用が受けられないといったことがないよう、労働者の判断基準等について、関係省庁のウェブサイトへの掲載や関係団体を通じた周知等により、発注事業者、フリーランス双方にわかりやすく周知し、適切な法の適用が徹底されるよう取り組んでまいりたい。

〔答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]〕

(参考 1) 労働基準法の労働者性の判断基準

- 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号) (抄)
(定義)

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

1 使用従属性に関する判断基準

(1) 指揮監督下の労働

- イ 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- ロ 業務遂行上の指揮監督の有無
- ハ 拘束性の有無
- ニ 代替性の有無

(2) 報酬の労務対償性

2 労働者性の判断を補強する要素

(1) 事業者性の有無

- イ 機械、器具の負担関係
- ロ 報酬の額

(2) 専属性の程度 等

※「労働者性」の判断に当たっては、雇用契約、請負契約といった形式的な契約形式のいかんにかかわらず、実質的な使用従属性を、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素をも勘案して総合的に判断する必要がある場合があるので、その具体的判断基準を明確にしなければならない。

(労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」(昭和 60 年))

(参考2) 本法案と労働関係法令の適用関係

労働組合法上の労働者

▶ 労働組合の結成・団体交渉・団体行動の保障 等

労働基準法上の労働者

▶ 労働時間・賃金に関する規制

**本法案における
特定受託事業者**

- 業務委託の相手方である事業者であって、個人事業者（従業員なし）又は一人社長（法人）に当たるケース（例：記事の作成依頼を受けたWebライター、企業から委託を受けた講師・インストラクターなど）※例えば、フードデリバリー事業者（プラットフォーマー）が、飲食店から受託し、配達員に再委託するケースも含まれる。この場合、フードデリバリー事業者が特定業務委託事業者になる。

・労働組合法上の労働者にも当たるケース

- （「業務組織への組み入れ」「契約内容の一方的・定型的決定」等の実態を勘案して総合的に判断）
※なお、フードデリバリー事業者において、配達員の労働組合法上の労働者性を認めた個別事例がある。

フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン

事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定し、フリーランスとして安心して働ける環境を整備。

第1 フリーランスの定義

第2 独占禁止法、下請法、労働関係法令との適用関係

○ 本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者。

- 独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されるところから、事業者とフリーランス全般との取引に適用。
- 下請法は、取引の発注者が資本金1000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されるところから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用。
- これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けていると判断される場合には、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用。

1. フリーランスとの取引に係る優越的地位の監視規制についての基本的な考え方

○ 自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。

2. 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方

○ 優越的地位の濫用による行為を誘導する原因にも考えられ、発注事業者が、発注時の取引条件を明確にする書面をフリーランスに交付しない場合は、独占禁止法上「不適切」。

○ 下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者が書面をフリーランスに交付しない場合は、下請法第3条で定める書面の交付義務違反となる。

3. 独占禁止法（優越的地位の監用）・下請法上問題となる行為類型

○ 優越的地位の濫用につながり得る行為について、行為類型ごとに下請法の規制の対象となり得るものも含め、その考え方を明確化。

- | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|-------------------|-------------|---------------|------------------------|------------|--------------|-------------------------|-------------------|------------------------------|------------------------------|
| (1) 契約の実現方法 | (2) 契約の内容 | (3) 売り低い値での一方的な取引 | (4) やり直しの実績 | (5) 一方的な業者取消し | (6) 交換の成り物による権利の一方的な付与 | (7) 価格の反動性 | (8) 価格の剥削の元品 | (9) 重要な商品又はサービスの購入・利用強制 | (10) 不当な経済上の利益の獲得 | (11) 合意に必要な範囲を超えた契約条件の一方的な固定 | (12) その他の取引条件の一方的な取引・変更・差し替え |
|-------------|-----------|-------------------|-------------|---------------|------------------------|------------|--------------|-------------------------|-------------------|------------------------------|------------------------------|

4. 中介事業者とフリーランスとの取引について

○ 中介事業者は、フリーランスが役務等を提供する機会を獲得・拡大することや、発注事業者や消費者が、フリーランスから良質廉価な役務等を受けることに貢献。

○ 一方で、今後フリーランスと仲介事業者の取引の増加により、仲介事業者が取引上優越した地位に立ち、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合も考えられる。

5. 規約の変更による取引条件の一方的な変更

○ 規約の変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越しているところが、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる。

第1 フリーランスによる労働関係法規が適用される場合	
○ フリーランスと請負契約や準委託契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法規の適用に当たっては、契約の形式や名稱かららず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者の」か「労働者」か判断。	○ 労働法上の労働者と認められる場合は、労働基準法の労働時間や賃金等に関するルールが適用される。
○ 労組法上の労働者と認められる場合は、団体交渉を正当な理由がなく拒んだりすることが禁止される。	○ 労組法上の労働者と認められる場合は、団体交渉を正当な理由がなく拒んだりすることが禁止される。
2. 労働基準法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方	2. 労働基準法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方
(1) 「使用従属性」に関する判断基準	(1) 「使用従属性」に関する判断基準
① 指揮監督下の労働であること（労働者が指揮監督下において行われているか）	① 指揮監督下における労働（報酬が指揮監督下における労働の対価として支払われているか）
(2) 「労働者性」の判断を補強する要素	(2) 「労働者性」の判断を補強する要素
① 事業者性の有無（仕事に必要な機械等を発注者等に受注者のどちらが負担しているか等）	① 事業者性の有無（仕事に必要な機械等を発注者等に受注者のどちらが負担しているか等）
② 専属性の程度（特定の発注者等への専属性が高いと認められるか）	② 専属性の程度（特定の発注者等への専属性が高いと認められるか）
3. 労働組合法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方	3. 労働組合法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方
(1) 基本的判断要素	(1) 基本的判断要素
① 事業組織への組み入れ（業務の遂行に不可欠ないし枢要な労働力として組織内に確保されているか）	① 事業組織への組み入れ（業務の遂行に不可欠ないし枢要な労働力を相手方が一方的に・定型的に決定しているか）
② 契約内容の一方的・定期的決定（労働条件や労務内容を相手方が一方的に・定期的に決定しているか）	② 契約内容の一方的・定期的決定（労働条件や労務内容を相手方が一方的に・定期的に決定しているか）
③ 報酬の労務対価性（労務供給者の報酬が労務供給に対する対価などとしての性格を有するか）	③ 報酬の労務対価性（労務供給者の報酬が労務供給に対する対価などとしての性格を有するか）
④ 業務の依頼に応ずべき関係（相手方からの個々の業務の依頼に対し、基本的に応ずべき関係にあるか）	④ 業務の依頼に応ずべき関係（相手方からの個々の業務の依頼に対し、基本的に応ずべき関係にあるか）
⑤ 広い意味での指揮監督下の労務提供（労務供給者が、相手方の指揮監督の下に労務の提供を行っているか）	⑤ 広い意味での指揮監督下の労務提供（労務供給者が、相手方の指揮監督の下に労務の提供を行っているか）
(2) 補充的判断要素	(2) 補充的判断要素
① 業務の依頼内容（この要素が肯定される場合には、労働組合法上の労働者性が弱まる場合がある）	① 業務の依頼内容（この要素が肯定される場合には、労働組合法上の労働者性が弱まる場合がある）
② 消極的判断要素	② 消極的判断要素
③ 領導的な事業者性（通常的に自己のオピオートで利得する機会を有し自らリスクを引き受け事業を行ふ者）	③ 領導的な事業者性（通常的に自己のオピオートで利得する機会を有し自らリスクを引き受け事業を行ふ者）

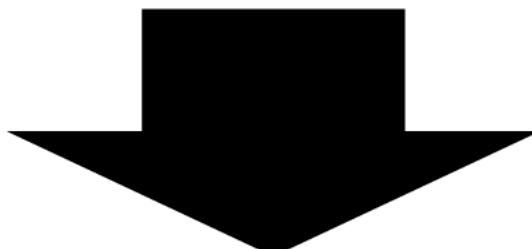
第2 独占禁止法・下請法	
第3 第5 労働基準法	第5 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準
第4 中介事業者が遵守すべき事項	第4 中介事業者が遵守すべき事項
第5 第4 中介事業者が遵守すべき事項	第5 第4 中介事業者が遵守すべき事項

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問5 (対政府参考人). ①なぜ、従業員の定義や解釈について、本法案に明記されていないのか。②フリーランスに業務を委託しようとする事業者は、業務委託の都度、何らかの形で相手方となるフリーランスの従業員の有無を確認しなければならないのか。もし、発注事業者があらかじめ確認しておらず、実は従業員を雇用していたことが後から分かった場合、本法案の適用はどうなるのか。③業務を委託した時点では特定受託事業者にアルバイトなど従業員がいなくとも、その後に従業員を雇用する場合には、本法案は適用されないとのことだが、業務委託の途中で適用の有無が変わるように法運用の安定性に欠ける恐れはないか。

1. (議員御指摘のとおり、) 本法案の「従業員」の定義は、雇用保険対象者の範囲を参考に、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」を雇用した場合には、本法案の「従業員」とすることを想定している。
2. このような「従業員」の考え方については、
 - ・ フリーランスは、業務遂行の態様が多種多様で、容易に変動し得るため、「従業員」の内容について法律案の中で日数や時間などの定量的な定義を一旦置いてしまうと、実態を踏まえた柔軟な解釈の変更及び適用が困難となると考えられること、

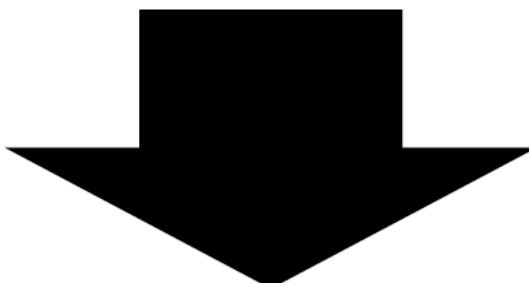


- ・ 既存の中小企業法制等（注）でも、「従業員」の定義・内容は法律で規定せずに、ガイドライン等で詳細を定めるという建付けが採用されていること、から、本法案に明記することとしなかったものである。
(注) 中小企業基本法等

3. 本法案では、①発注事業者が業務委託をする時点のみならず、②問題行為のあった時点の2つの時点で、受注者たるフリーランスが従業員を使用していない場合にのみ、「従業員を使用しないもの」とされる。

(注) 本法案は、①発注事業者がフリーランスに対して業務委託をする時点のみならず、②問題行為があった時点でフリーランスが特定受託事業者に該当することを、違反行為の要件としている。①と②の時点は一致する場合も異なる場合もあり、以上の2つの時点でフリーランスが従業員の有無の要件を満たさなければ、当該問題行為は本法案に違反するものとはならない。

4. 他方で、取引の安定に配慮しつつ、フリーランス及び発注事業者の双方にとって明確な時点とする必要があることから、取引先であるフリーランスが従業員を使用しているか否かの確認は、発注事業者において、フリーランスに対して業務委託を行う時点で確認を行っていただくことを想定している。

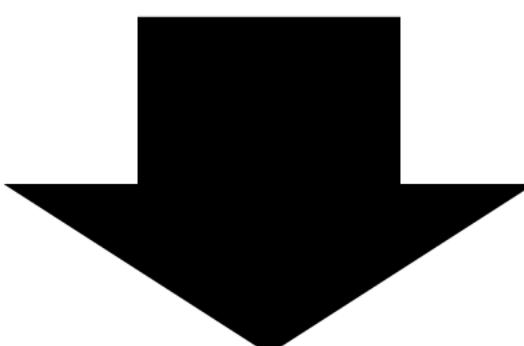


5. 具体的には、電子メール等での確認など、取引慣行上過度な負担とならず立証等を容易にし得る方法で入手した情報で、従業員の有無を判断すれば足りるとする運用を想定している。

なお、厚生労働省ホームページの「労働保険適用事業場検索」により、雇用保険の適用対象となっている事業場が検索可能であるため、雇用保険の対象と本法案における従業員は必ずしも一致しないものの、発注事業者は、当該検索サイトの情報も参考とすることが可能なものと考えている。

6. なお、本法案は、特定受託事業者に該当するか否かを、従業員の有無という客観的な基準をもって判断することとしていることから、発注事業者による確認の有無にかかわらず、従業員を雇用しているフリーランスには本法案は適用されない。

7. また、業務委託をする時点で、受注者たるフリーランスが従業員を使用していない場合であっても、業務委託の途中で従業員を使用する場合には、特定受託事業者には該当しないこととなり、本法案は適用されない。



8. 本法案の適用対象から外れたフリーランスについて、
行政庁としては、発注事業者による違反行為を認定でき
ないため、本法案の規定に基づく勧告を行うことは
できないが、必要に応じて指導助言を行うことも想定
している。

事業者における予見可能性や、法運用の安定性にも
配慮しつつ、本法案を適切に執行してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
- 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

2～4 （略）

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用するもの
- 二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 （略）

（参考2）「従業員」の内容は法律で規定していない例

○中小企業基本法

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。
- 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

○中小企業庁ホームページ

F A Q 「中小企業の定義について」

Q 3：中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の定義を教えてください。また、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員

及び出向者並びに会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」に該当するか教えてください。

中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。具体的には参考をご参照ください。

よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問6(対政府参考人). ①自ら従業員を雇用せず派遣社員を受け入れているフリーランスや、他のフリーランスに業務を再委託しているフリーランスは、従業員を使用しない特定受託事業者に該当するのか。②本法案の保護対象となるために、本当は必要なのに、従業員を雇用することや事業を組織化することを避けることが生じる懸念はないか。

1. 本法案における「従業員を使用」とは、「組織」としての実態があるかどうかを判断する基準となるものであり、短時間・短期間のような一時的な雇用を除き、フリーランスである受注事業者が従業員を雇用している場合を意味する。
2. そのため、従業員を雇用することなく、他のフリーランスに業務を再委託するフリーランスについては、「従業員を使用」しておらず、特定受託事業者に該当し得る。
3. 他方、派遣社員を受け入れているフリーランスについては、その派遣社員を雇用してはいないものの、労働者派遣契約に基づき、その派遣社員に対して指揮命令を行い、自己のために労働に従事させることができる立場にある。



4. こうした労働者派遣の性質と、組織対個人の間の交渉力等の格差に着目する本法案の趣旨とを考慮し、ある程度の期間にわたって継続して派遣社員を受け入れているフリーランス（注）については、「従業員を使用」するものと整理し、特定受託事業者には該当しないものとすることを想定している。

（注）雇用保険対象者の範囲を参考に、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定している。

（注）労働関係法令の中にも、「労働者を使用する」という規定で、派遣労働者を含めている例がある。

5. なお、本法案は、個人で業務委託を受けるフリーランスと組織として事業を行う発注事業者との間において交渉力等に格差が生じることを踏まえて、取引の適正化等を図るものである。

このため、本法案は、特定受託事業者に該当するか否かを、従業員の有無という客観的な基準をもって判断することとしている。

6. まずは本法案をしっかりと運用するとともに、本法案附則の「検討規定」に基づく検討に際しては、組織化を目指すフリーランスに萎縮効果が生じていないかという点も含めて、法施行後のフリーランスに関する取引状況の分析等を行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
- 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

2～4 （略）

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用するもの
- 二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 （略）

（参考1）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

二・三 (略)

四 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第五条第一項の許可を受けた者（以下「派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（第三章第四節を除き、以下「派遣先」という。）について、（後略）。

（参考2）「使用する労働者」に派遣労働者を含めている例

○労働安全衛生法

（総括安全衛生管理者）

第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

一～五 (略)

○労働安全衛生法施行令

第二条 労働安全衛生法（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人
二・三 (略)

○厚生労働省HPより抜粋

質問：事業場の規模を判断するときの「常時使用する労働者の数」はどのように数えるのでしょうか。

回答：常時使用する労働者の数は、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数をいいます。

派遣中の労働者については、事業場規模の算定に当たっては、派遣先の事業場及び派遣元の事業場の双方について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出するものとされています。

ただし、安全管理者と安全委員会については選任・設置義務が派遣先事業場のみに課せられていますので、派遣先の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて算出します。（後略）

(対政府参考人)

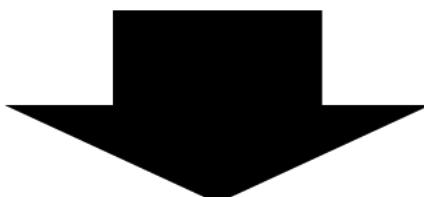
4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問7 (対政府参考人). 継続的業務委託において、「実態として同一の契約の更新」と言えるかどうかどのように判断しているのか。また、「政令で定める期間」は、現時点でどの程度の期間を想定しているのか。

1. 本法案第5条に基づく受領拒否等の禁止義務は、

- ・ 取引関係が長くなるほど発注事業者への経済的な依存関係が生じ、受託事業者が不利益を受けやすい実態による、受託事業者を保護する必要性と、
- ・ 過度な負担を課すことによる、特定受託事業者への「発注控え」を回避する観点も踏まえ、一定の期間にわたって継続する業務委託契約のみを対象に、課されるものである。

2. 更に、同じ発注事業者と受注事業者との間で複数の業務委託契約が結ばれ、1つ1つの契約期間は短い場合であっても、実態として同一の契約を「更新」していると解釈できる場合にも、本法案5条の趣旨である「依存・従属関係」はなお、継続していると考えられることから、(更新により「政令で定める期間」を超えるときには) 本法案5条に基づき、「継続的業務委託契約」として受領拒否等の禁止義務が課されることとなる。



3. 議員からご質問のあった「実態として同一の契約の更新」かどうかの判断は、最終的には本法案の主務省庁となるが、特定業務委託事業者が適切に判断できるよう、判断基準等についてガイドライン等の形で対外的にもお示しすることとしたい。
4. この継続的業務委託の「政令で定める期間」については、内閣官房が関係省庁と共同で、2022年に実施したアンケート調査において、「主な取引先との契約期間が3か月を超えて6か月といった長期となるほど取引先から不利益行為を受けやすい」傾向がみられるため、これも一つの参考として検討する。
5. その具体的な期間は、規制対象となる小規模な発注事業者の負担の程度や、規制の実効性確保などとのバランスを十分に考慮し、今後、発注事業者や受注事業者など、広く関係者の意見を確認しながら、取引の実態に即した期間を設定してまいりたい。

〔 答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 鮫島 大幸
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED] 〕

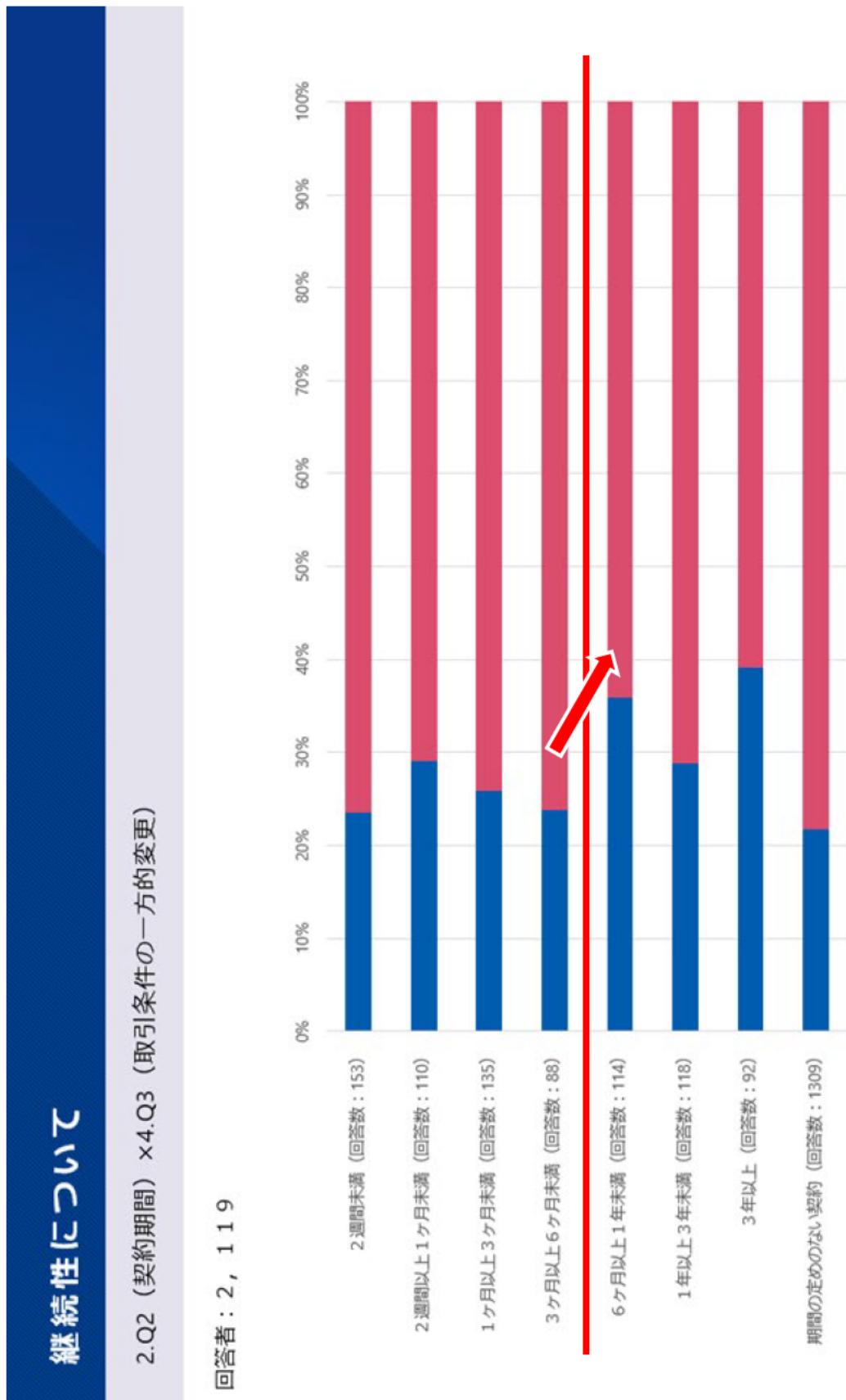
（参考 1）期間設定に当たっての考え方

- 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、主な取引先との契約期間が数か月に至ると取引先から不利益行為を受けやすい傾向がみられる。更に、特定受託事業者の事業や生計への影響も大きい経済的依存関係は、特に 1 年を超える場合は取引先数が少ないケースがより顕著にみられ、相対的に大きくなる。
- 就業環境整備に関する規律については、1 年を超えて継続する場合、
 - ① 中途解除等の予告は契約継続に対する期待が形成されて保護の必要性が高まる、
 - ② 育児介護等への配慮については、当事者間の一定の関係性を前提に配慮を求めることが妥当する、という事情が存在する。そのため、これらの規律は禁止行為に比べて比較的長い期間を設定することを考えている。

(参考2) 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

(令和4年9月実施) ① (現時点未公表)

- 契約期間が6か月以上の場合、取引条件の一方的変更がなされたという回答率が高まるという結果であった。



7

継続性について

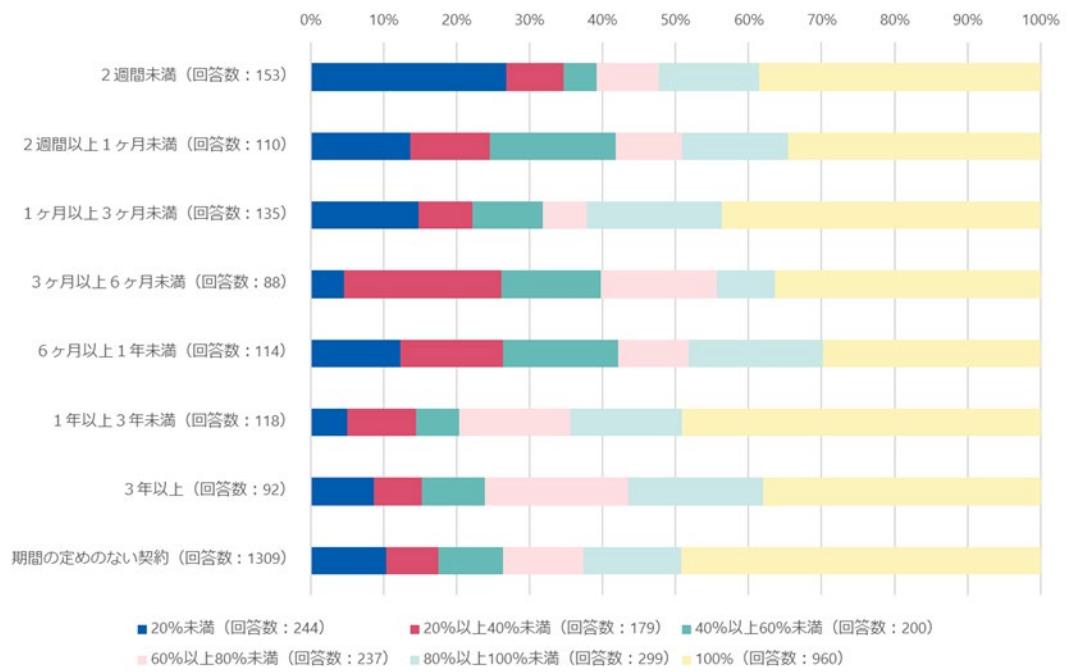
問7—4

（参考3）内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

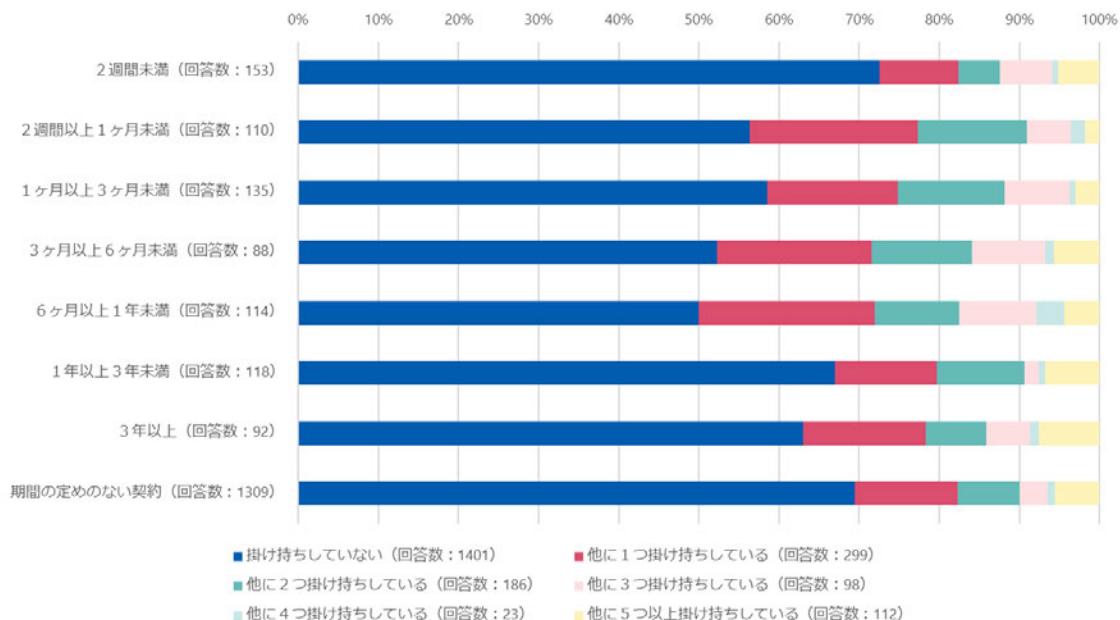
（令和4年9月実施）②（現時点未公表）

- 契約期間が1年以上の場合、仕事の掛け持ち数が減ったり、当該契約への収入依存度が高まるという結果であった。

＜契約期間と契約の収入が全収入に占める割合＞



＜契約期間と主な契約期間中の掛け持ち数＞



（参考4）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二～五 （略）

2 （略）

（対政府参考人）

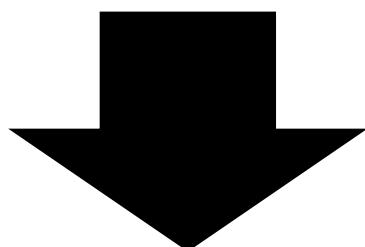
4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問8（対政府参考人）. フリーランス・トラブル110番に寄せられた相談や内閣官房が実施した実態調査では、特定受託事業者が取引において不利益を被っているという内容が多いとのことだが、それらの相談には、これまで、どのように対応してきたのか。また、十分な体制と言えるのか。本法案第21条に、国が講じる「特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置」とあるが、必要な体制と必要な措置とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。さらに、「フリーランス・トラブル110番」の体制充実・強化について伺う。

1. フリーランス・トラブル110番は、フリーランスの方が発注者等との取引上のトラブルについて、ワンストップで相談できる窓口であり、弁護士がとり得る対応等のアドバイスをしたり、フリーランス・発注事業者間に入って歩み寄りを促す和解あっせんを実施するなどにより（注1）、丁寧に対応してきた。

令和4年度の実績では、電話・メール等での相談対応が6,884件、和解あっせん対応が182件となっている。

（注1）その他、相談内容に応じて関係行政機関等を紹介するといった対応も行っている。



2. 令和5年度予算（注2）では、相談件数の増加を踏まえ、相談対応弁護士の増員や弁護士の事務サポートを行う事務職員の増員等、相談体制の拡充を行っている。

（注2）予算額（厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁計）：1.4億円（令和4年度：1.0億円）

3. 本法案第21条においては、国は、特定受託事業者の取引適正化や就業環境整備に資するよう、相談対応等の必要な体制の整備等の措置を講じることとされており、具体的には、

- ・ 法施行後の相談件数の増加に対応できるよう、フリーランス・トラブル110番に関して、法施行に向けた相談体制の整備（注3）を図るとともに、
- ・ 違反行為を受けたフリーランスが行政機関の対応を希望する場合に、フリーランス・トラブル110番での相談から、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の窓口への申告に円滑につなげられるような体制整備を行うことに加え、
- ・ 公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省において、今後必要な人員及び体制の確保を行うといったことを想定している。

（注3）（法施行後の相談件数の増加に対応できるよう、）相談対応弁護士や弁護士のサポートを行う事務職員の増員等を検討。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

フリーランス・トラブル110番（令和2年11月設置）

フリーランスと発注者との契約等のトラブルについては、内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省で連携して、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）を設置。

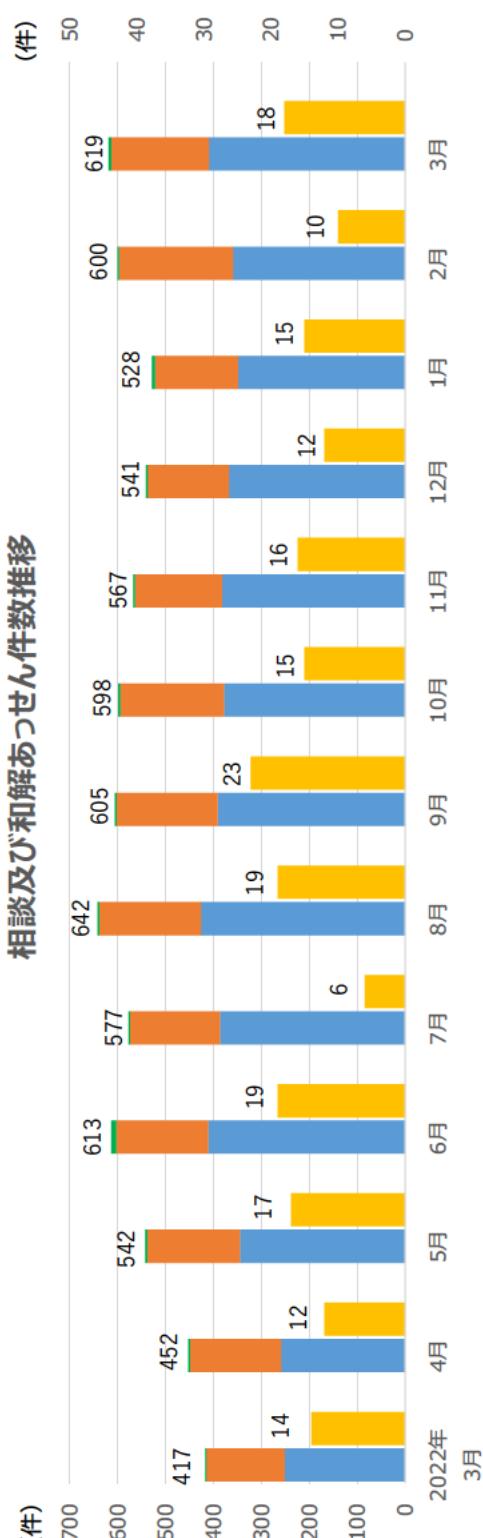


(参考2) フリーランス・トラブル110番相談実績

フリーランス・トラブル110番

相談及び和解あつせん件数

● 令和5年3月の相談件数は**619件**。（令和4年度は計6884件（月570件程度））



■一般相談（電話）件数 ■一般相談（メール）件数 ■高度相談（対面又はweb）件数 ■和解あつせん受付件数（右軸）

（参考）相談及び和解あつせん件数詳細 ※令和2年11月25日から事業開始。相談件数 / 締結日数 = ①・②計 / 単月の稼働日数

年月	①一般相談（電話orメール）及び②高度相談（対面orWEB）			和解あつせん			相談件数 /稼働日数
	電話	メール	①計	①・②計	受付	実施	
令和2年度※	765	501	1,266	66	1,332	22	3 0 -
令和3年度	2,571	1,466	4,037	35	4,072	134	89 24 -
令和5年 1月	349	173	522	6	528	15	14 1 27.8
2月	359	238	597	3	600	10	13 5 31.6
3月	409	204	613	6	619	18	14 7 28.1
令和4年度	4,460	2,371	6,831	53	6,884	182	163 38 -
計	7,796	4,338	12,134	154	12,288	338	255 62

(参考3) フリーランス・トラブル110番予算措置



(参考4) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

第四章 雜則

(特定受託事業者からの相談対応に係る体制の整備)

第二十一条 国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(対政府参考人)

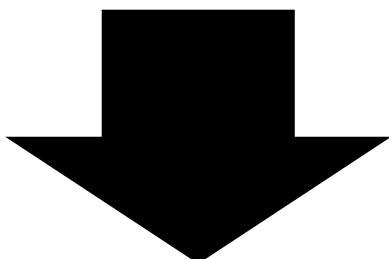
4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問9（対政府参考人）. これまで、フリーランス・トラブル110番に寄せられた相談や内閣官房が実施した実態調査では、「報酬の支払い」に関するものが多いため承知している。本法案は、報酬の支払義務や禁止事項を定めており、現実に起きている問題に適切に対処できるものと期待しているが、法律の施行後、報酬トラブルの相談がフリーランス・トラブル110番に寄せられた場合、どの機関がどのように責任をもって問題解決に至るまで取り組めるようになるのか。

1. フリーランス・トラブル110番に寄せられた相談内容については、ご指摘の通り、「報酬の不払い」、「支払遅延」といった『報酬の支払い』に関するものが約3割（32.9%）となっており、最も多く寄せられている（注1）。

（注1）令和3年2月～令和5年3月までの相談実績

2. また、令和2年に内閣官房が実施した実態調査では、「取引先とのトラブルの内容」として、
・ 「報酬の支払が遅れた・期日に支払われなかつた」
・ 「報酬の未払いや一方的な減額があつた」
がそれぞれ約3割となっており、報酬の支払いに関するトラブルが多く見られている。



3. 本法案が成立した場合、フリーランス・トラブル110番は、フリーランスの取引におけるトラブルや、本法案に違反する行為について、国が行う相談対応の中心的な役割を果たすこととなると考えている。

4. 報酬に関するトラブルがフリーランス・トラブル110番に寄せられた場合、取りうる対応等をアドバイスするなど丁寧な相談対応を行うとともに、報酬に関する違反行為（注2）を受けたフリーランスが行政機関の対応を希望する場合に、公正取引委員会・中小企業庁の窓口への申告に円滑につなげていく。

（注2）本法案では、報酬に関する規制として、

- ・ 60日以内の報酬支払い義務（第4条）
- ・ 不当な報酬減額の禁止（第5条第1項第2号）
- ・ 買いたたきの禁止（第5条第1項第4号）

を規定している。

5. 申告を受けた公正取引委員会・中小企業庁においては、発注事業者等に対する必要な調査を行い、法違反が認められる場合には、指導・勧告等の適切な対応を講じていく。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

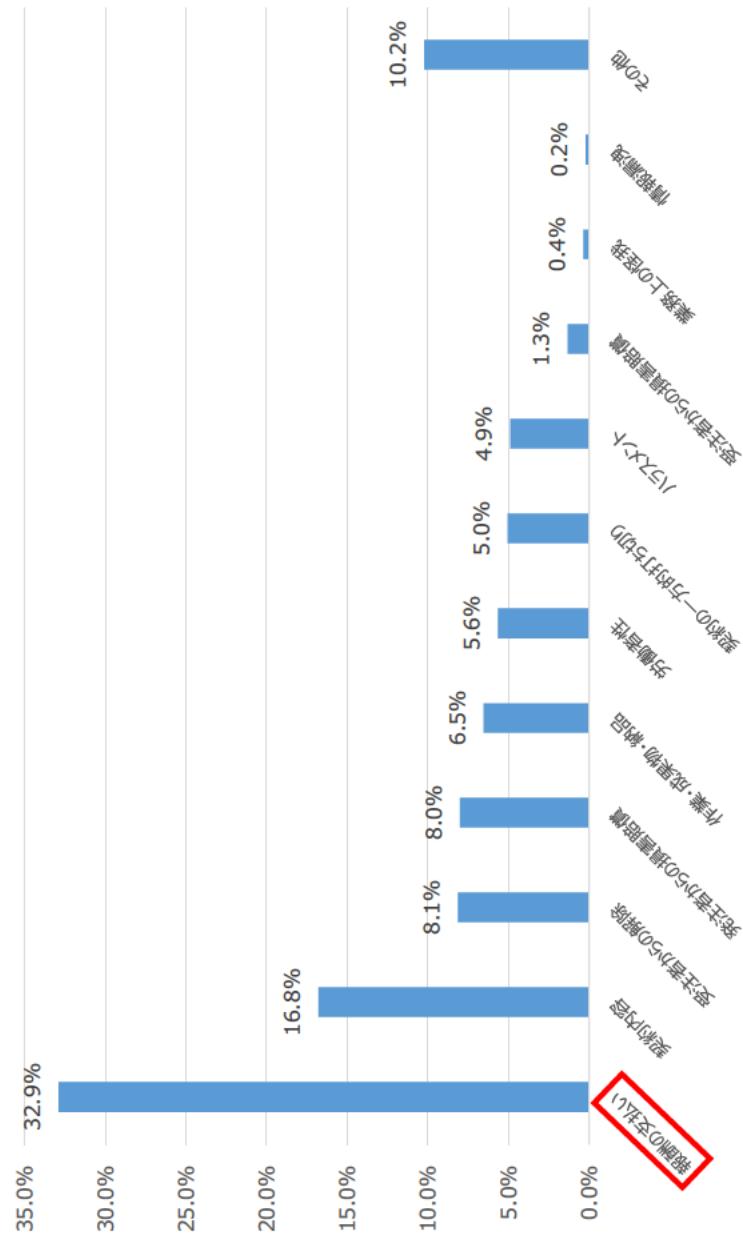
(参考1) フリーランス・トラブル110番相談内容

フリーランス・トラブル110番

相談内容

- 「報酬の支払い」や「契約内容」についての相談が約5割。

※N=17,524（令和3年2月～令和5年3月の相談11,701件の相談内容について複数該当有でカウント）



(参考) 「報酬の支払い」：報酬の全額不払い、支払遅延、一方的減額など。

契約内容

：契約条件が不明確、契約書不作成など。

「作業・成果物・納品」：作業時間、作業内容・仕様の変更、成果物の受取拒否、知的財産権など。

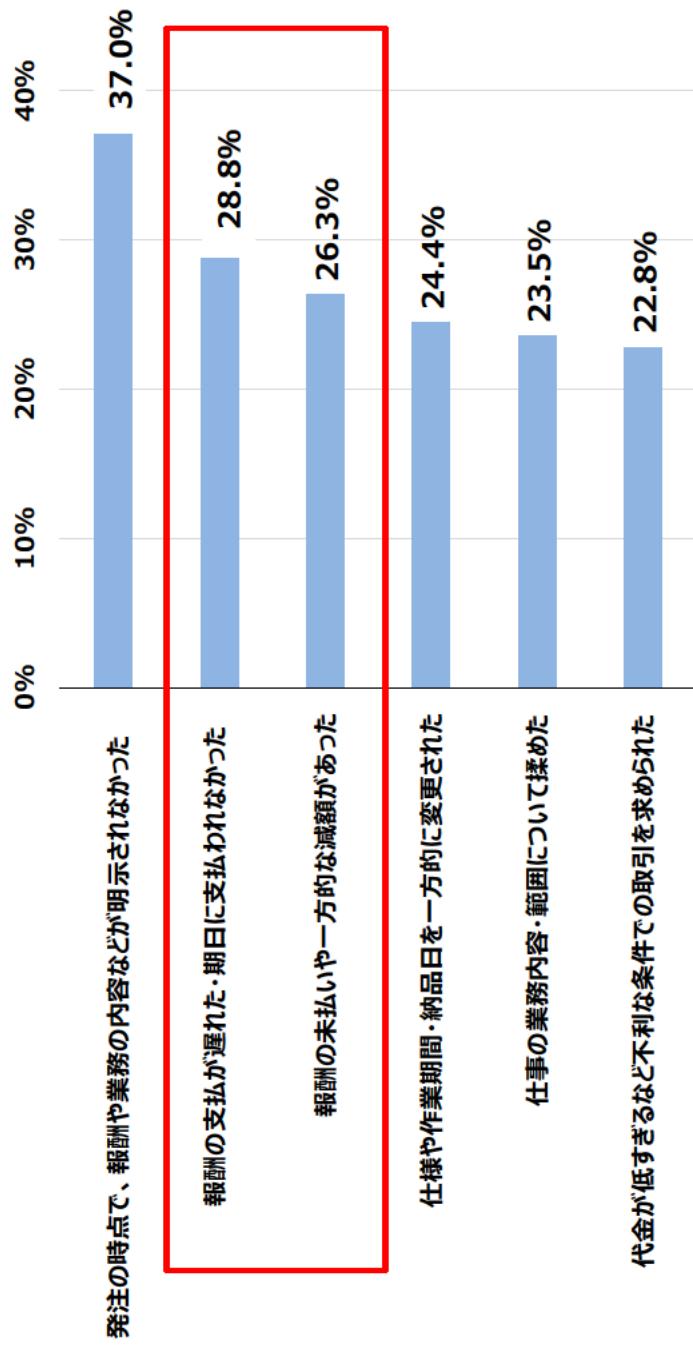
「その他」：和解あっせんの進め方、競業禁止義務、ワクチ接種義務、作業前の解除、研修費の返還、フリーランスへの切替、発注減少、プラットフォーマーのシステム・評価方法への苦言、契約更新拒絶など。

（参考2）令和2年内閣官房実態調査

取引状況 (取引先との関係)

取引先とのトラブルの内容

- 取引先との**トラブルの内容**としては、「発注の時点や、報酬や業務の内容などが明示されなかつた」が4割。
- また、「報酬の支払いが遅れた・期日に支払われなかつた」と回答した者は3割。



（注）これまでに、取引先（発注者）との間で、以下ののような経験はありますか。」（複数回答可）という設問への回答のうち上位6項目を集計。
(n=1,220)

（参考3）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

（報酬の支払期日等）

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。

3～6（略）

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

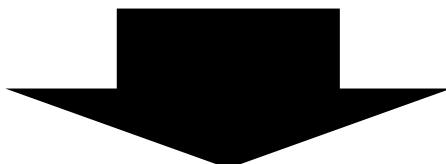
- 一（略）
 - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
 - 三（略）
 - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
 - 五（略）
- 2（略）

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問10（対政府参考人）. フリーランスに業務を発注する特定業務委託事業者の中には小規模な事業者も多数いるが、各種ハラスメント対策のための措置として、「相談体制の整備」についてまで求めるのは、中小企業にとっては、少し負担が重いのではないか。具体的にどのような措置を想定しているのか伺う。

1. 本法案では、発注事業者に対し、ハラスメント対策として、フリーランスからの相談に適切に対応するために必要な体制整備その他の必要な措置を講じることを義務付けている。発注事業者が講すべき措置の具体的な内容としては、
 - ① ハラスメント行為を行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に対してその方針を周知・啓発すること、
 - ② ハラスメント行為を受けた者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備
 - ③ ハラスメント行為が発生した場合の事後の迅速かつ適切な対応を想定している。



2. ハラスメント対策については、御指摘のような小規模な事業者を含め各発注事業者の実情に応じて取り組んでいただくことが重要であると考えており、相談体制の整備については、

- ・ 発注事業者が、労働法の規定により、別途自らが雇用する労働者との関係において、すでに整備している労働者向けのハラスメント相談窓口において、フリーランスからの相談も受け付けたり
- ・ ハラスメント相談窓口の設置が難しい場合には、相談担当者を決めた上で、外部の専門機関等に相談対応を委託したりすることも想定している。

3. こうした考え方や対応の具体例については、厚生労働大臣の定める指針においてお示しし、丁寧な周知を図ることにより、発注事業者が適切に対策を講じ、フリーランスがハラスメント被害を受けることなく安心して働くことのできる環境の整備に努めていく。

〔答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄
連絡先：役所 ■■■■■ (内線：■■■) 携帯 ■■■■■〕

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等)

第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に関して行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(指針)

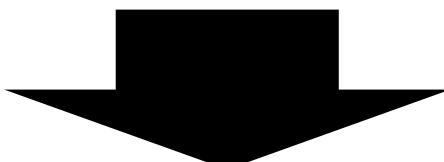
第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問11（対政府参考人）. フリーランスの仕事の獲得経路として、Web、SNS、新聞、雑誌等の求人広告を活用される方もいるので、当事者間のトラブルを防止するためには、募集情報の的確表示のような募集段階における規制も重要。特定業務委託事業者に、こうした規制の趣旨をしっかりと理解して対応してもらえるよう、しっかりと周知をすべきと考える。フリーランスに業務を委託するための広告等を出そうとする特定業務委託事業者に対して、どのように、周知していく予定なのか伺う。

1. 本法案第12条では、特定業務委託事業者が、広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならぬこととしている。
2. これは、
 - ・ 虚偽の募集情報等により生じる特定業務委託事業者と特定受託事業者との間のトラブルを防止するとともに、
 - ・ 虚偽の募集情報等による特定受託事業者の就業機会の損失を防ぐ等の趣旨で設けるものである。



3. (ご指摘のとおり) 特定業務委託事業者に、これらの規定の趣旨・内容をご理解いただき、適切な対応をしていただけるよう周知を行うことは重要であると考えている。
4. このため、募集情報の的確な表示については、厚生労働大臣の定める指針において、不適切な事例や、特定業務委託事業者が取り組むべき事項をお示しすることとしており、指針等を丁寧に周知していくとともに、説明会の開催、パンフレットの配布、関係省庁のウェブサイトへの掲載や関係団体を通じた周知など、様々な方法で、しっかりと説明・周知を行っていきたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリー

ラ NS 取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案 (抜粋)

(募集情報の的確な表示)

第十二条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（次項において「広告等」という。）により、その行う業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報（業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 特定業務委託事業者は、広告等により前項の情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならぬ。

(指針)

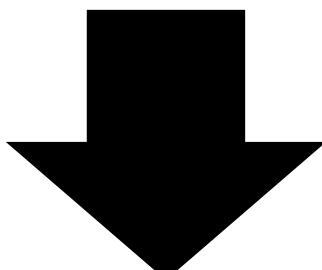
第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するため必要な指針を公表するものとする。

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問12（対政府参考人）. インボイス制度に関連したトラブルについて、買いたたきや一方的な報酬の減額があった場合、本法案でも保護されるとの答弁が先日の内閣委員会であった。しかし、本法案は施行まで最大1年6月かかるため、それまでの間、下請代金法が適用されないフリーランスが不利益を被ってしまう恐れがある。そもそも、この法律の制定いかんにかかわらず、買いたたきや一方的な報酬の減額はあってはならない行為であり、本法律案の施行前でも、適切な指導を行うべきと考えるが、どのような対応が可能なのか。

1. (議員御指摘のとおり、) 発注事業者がフリーランスに対し、買いたたきや報酬の減額を行った場合、本法案で問題となり得るほか、現行法制下では、独占禁止法上の優越的地位の濫用、下請代金法等の関係法令でも問題となり得る。
2. そのため、本法案の施行前であっても、現行法制下の関係法令に違反する行為があれば、所管省庁において指導等を行うことが可能であるところ、政府としては、令和4年1月、フリーランスの方々を含む免税事業者を対象とした取引について、関係法令において問題となり得る行為をQ&A形式で公表し、各府省庁を通じて、各事業者団体へ法令遵守要請を行うなど、取引環境の整備に向けた周知を行ってきたところである。



3. 政府としては、フリーランスの方々に不当な不利益が生じないよう、引き続き、関係法令の周知徹底を行い、インボイス制度に関連して問題となる行為には適切に対処してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省：令和4年1月19日策定、令和4年3月8日改正）（抜粋）

Q 7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。

（略）

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分^(注3)について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担を考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

また、取引上優越した地位にある事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合についても同様です。

（注3）免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができるとされています。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

また、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような下請代金など、著しく低い下請代金の額を不正に定めた場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となります。

下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不當に定めた場合についても、同様です。

なお、建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人（建設工事の下請契約における注文者で建設業者であるもの。以下同じ。）が、自己の取引上の地位を不當に利用して免税事業者である下請負人（建設工事の下請契約における請負人。以下同じ。）と合意することなく、下請代金の額を一方的に減額して、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような代金による下請契約を締結した場合や、免税事業者である下請負人に対して、契約後に、取り決めた下請代金の額を一方的に減額した場合等により、下請代金の額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不當に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

（略）

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不當に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような懲罰等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面、電子メール等で免税事業者に回答することなく、取引価格を引き下げる場合は、これに該当します。また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です（上記1、5等参照）。

したがって、取引先の免税事業者との間で、取引価格等について再交渉する場合には、免税事業者と十分に協議を行っていただき、仕入側の事業者の都合のみで低い価格を設定する等しないよう、注意する必要があります。

（参考2）衆・内閣委員会における附帯決議（インボイス関係）

十八 業務委託事業者が、報酬減額等の不利益取扱いを示唆して、消費税免税事業者である特定受託事業者に対し、課税事業者となるよう一方的に通告しないよう、業務委託事業者に周知徹底すること

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 塩田 博昭 君

問13(対大臣) フリーランスの業種が多種多様であることを踏まえると、本法案の実効性を確保するためには各事業所管省庁へ協力が必要だと考える。この点についての大臣の決意を問う。

(注) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. フリーランスの業種は多種多様であることから、フリーランス取引に係る問題行為の未然防止のためには、各業種における取引慣行の改善を図ることが重要である。
2. このため、業種別の課題の把握に努めるとともに、業所管省庁とも連携し、各業界団体を通じてフリーランス取引の適正化に向けた働きかけを幅広く行っていく。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]